

# 校正業務受託約款

日本電気計器検定所 2024. 4. 1

## 第1条 (総則)

本校正業務受託約款は、日本電気計器検定所 (以下「甲」という。) とお客様 (以下「乙」という) との間において、乙が計測器等の機器 (乙が保有しているか否かを問わない。以下「校正品」という。) の校正業務を甲に依頼し、甲がこれを受理する契約について、別途書面による特約がない場合に適用される。

## 第2条 (校正契約)

乙は甲に対し、校正品の校正業務 (以下「校正業務」という。) を校正試験申込書及び校正試験申込書別紙一式、又は甲が事前に発行した見積書記載の条件による注文書等により申し込み、甲は乙に対し、書面又はメール等の方法により承諾する旨の通知である校正試験申込書 (お客様控) を発行することにより個別の校正業務依頼契約 (以下「校正契約」という。) が成立するものとする。ただし、乙による申込み後、5営業日以内に甲が乙に対して当該依頼の承諾拒否の通知又はその他別段の意思表示をしない場合は、本契約が成立したものとみなす。

## 第3条 (校正品の引渡し及び費用負担)

- 乙から甲への校正品の引渡しは、校正契約で定めた日本国内の場所 (以下「校正場所」という。) において行うものとし、校正場所までの運送については、乙の責任と負担において行うものとする。
- 前項の引渡しを行う場合、乙は、当該校正品に取り付けられたケーブル、コネクタ、その他一切のもの (以下、「付属品」という。) を取り外した状態で引き渡すものとし、当該校正品に設定条件及びデータ (電子情報) がある場合には、あらかじめその設定条件及びデータについて、バックアップ等の事前の保全措置を行うものとする。
- 第1項の校正場所までの運送による校正品の故障、破損及び紛失について、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 第1項に基づき甲が引渡しを受けた校正品に付属品が取り付けられていた場合及び設定条件又はデータが残存する場合、それが起因して乙その他第三者に生じた損害に関して、甲は一切責任を負わないものとする。
- 甲は、校正業務完了後、乙に対し、前項の校正品を校正契約で定めた日本国内の場所において返却するものとする。
- 校正契約で定めた校正品の返却に要する輸送料、梱包料及び保険料等一切の費用については、乙が負担するものとする。

## 第4条 (校正業務)

- 校正業務は、甲所定のトレーサビリティ体系に基づき、国家標準又は国際標準にトレースした標準器を使用して、甲所定の方法により校正業務を行うものとし、甲は、校正契約毎にこれを誠実に履行する。
- 甲は、原則として甲の校正場所において校正業務を行うものとする。ただし、校正契約において、乙の指定する場所で校正業務を行うこと (以下、「巡回校正」という。) を甲乙間において合意した場合はこの限りではない。
- 巡回校正を行う場合、甲は、原則、乙の施設管理規則に従うものとする。ただし、乙は、次の各号を行うものとする。
  - 乙は甲の作業者の安全な作業条件 (電源、作業スペース、空調、照明、温度、湿度等) を確保し無償で提供するものとする。
  - 危険な場所及び立入制限等がある場合、乙は個別契約の依頼時に書面にて甲に告知するものとする。
- 校正品が複数ある場合、甲は、甲の任意で各校正品を個別に校正するか、複数の校正品をまとめて校正するかを選択できるものとし、乙はこれを異議なく承認する。
- 前各項にかかわらず、乙が特段に校正方法を指定する場合には、乙は事前に甲の承諾を得るものとする。
- 前各項により校正業務を行った場合、当該校正品の設定等は第3条第1項における校正品の引渡し時の状態にないことを乙はあらかじめ承諾し、第10条の校正終了後に必要に応じて乙の責任において再度設定等を行うものとする。

## 第5条 (免責事項)

- 天災地変、戦争、内乱、重大な疫病、法令の制定又は改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、公衆通信回線若しくは諸設備の故障、その他甲の責に帰すことのできない事由により、校正契約の全部又は一部が履行遅滞若しくは履行不能になった場合、甲は損害賠償責任、その他責任を負わないものとする。
- 前項の場合、甲は乙に対し通知の上、校正契約の一部又は全部を変更又は解除することができるものとする。
- 第1項により校正品が滅失又は毀損した場合について甲は責任を負わないものとする。

## 第6条 (委託・委任等)

- 甲は、乙の承諾を得た場合、乙の代わりに当所の本社若しくは支社に対して校正業務を委託 (以下「委託校正」という。) 、又は校正品の製造会社等その他の校正機関に対して校正業務を委任 (以下「委任校正」という。) することができる。この場合甲は第7条、第12条、第13条及び第14条に定める義務を負わないものとし、乙はこれを異議なく承認する。
- 甲は、前項にかかわらず、自らの責任と負担において甲所定の第三者に校正業務の全部又は一部を委託校正又は委任校正をすることができるものとする。この場合、甲は、当該委託校正又は委任校正の校正業務履行 (第16条の秘密保持義務を含む。) について一切の責任を負うものとする。

## 第7条 (証明書類の発行)

- 校正契約で乙が甲に依頼した場合、甲は校正業務に付帯し、甲所定の校正証明書を校正業務完了後に作成し、乙に対しこれを交付する。また、甲所定の校正証明書の副本、トレーサビリティ体系図、標準器等校正証明書、適合判定報告書、使用標準器一覧等の書面 (以下「証明書類」という。) については有償で作成し、校正業務完了後に、乙に対しこれを交付する。
- 乙は、前項に定める他、第14条で定める保存期間中に限り、甲に対し前項の校正品に係る証明書類の発行を有償で依頼することができる。

## 第8条 (納期)

- 乙が甲に校正品を返却し、甲が乙に校正品を返却するまでの納期は、原則甲所定の期間とし、校正契約において定めるものとする。
- 第13条に基づき校正品を修理する場合は、その修理に係る期間は納期には含まれないものとする。
- 乙は、第1項にかかわらず、甲の事前の承諾を得た場合に限り、乙の指定する納期にて校正業務を依頼することができる。
- 前各項にかかわらず、委託校正及び委任校正の場合は、校正が完了するまでとし、校正契約に定めた納期が、委託校正及び委任校正の完了前に終了する場合、その納期は委託校正及び委任校正の完了まで自動的に延長されるものとする。

## 第9条 (校正手数料)

- 校正契約に基づき甲が乙に対して請求する料金には、校正試験手数料、証明書類手数料、付帯経費 (輸送料、梱包料、保険料等)、巡回加算手数料、校正等委任業務手数料等 (以下「校正手数料」という。) があり、校正手数料は、校正契約において定めるものとする。
- 校正業務について乙が次の要求を甲に対して行った場合には、乙は、甲所定の追加・割増料金をそれぞれ校正手数料に加算して支払うものとする。
  - 甲所定の納期より短い納期で乙が要求した場合
  - 休日 (土、日、祝日等) に校正業務を乙が要求した場合
  - 甲所定の校正方法以外での校正業務を乙が要求した場合
  - 校正業務以外に校正品の調整を行うことを依頼し、その調整の前後の校正業務による校正データの提示を乙が要求した場合
  - その他第4条に定める校正業務以外の業務を乙が要求した場合

## 第10条 (返却後の保証)

- 乙は、校正業務が完了した校正品について、甲から返却された後、納入日より7日以内に、乙から甲に意義の申立てがない場合は、校

正業務は完了したものとみなす。

- 前項の確認検査後の校正品の校正結果の内容について、品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他校正品につき乙が必要とする一切の事項を含む。）が校正契約の内容に適していなかったその他不備があった場合、甲は誠意をもって対応する。

#### 第 11 条（支払条件）

校正手数料の支払条件については、校正契約において定めるものとする。なお、銀行振込により支払う場合、振込手数料その他支払いに要する費用は乙の負担とする。

#### 第 12 条（校正業務完了の明示方法）

- 甲は、校正業務の完了の証明として、校正完了年月が記載された校正済ラベルを発行し、校正業務を完了した当該校正品に貼付する方法その他の甲所定の方法により明示するものとする。
- 甲は、校正業務の完了を明示した校正品について、以後校正した結果の数値が変動することなく継続して維持されることを保証しない。

#### 第 13 条（校正業務の中止）

- 校正業務の履行の上で校正品に故障等の不具合が認められた場合、甲は、校正業務を中止の上速やかに乙に通知するものとし、校正契約の解除又は校正品の修理・調整につき乙と協議するものとする。
- 前項の協議により、甲又は乙が校正契約の解除を主張する場合は、甲は、速やかに該当する校正品を乙に返還するものとする。なお、この返還に要する費用は、甲の規定により算出した額とし乙が負担する。
- 乙の都合により校正業務を中止した場合、乙が既に校正業務に着手していたときは、当該校正業務に要した費用について、甲の定める方法にて算定した校正手数料を乙は甲に支払うものとする。
- 甲のやむを得ない事情により校正業務を実施できない事由が発生した場合、甲は乙に通知することにより、無条件で校正業務を中止することができるものとし、当該校正品については、甲の費用負担において速やかに返却するものとする。

#### 第 14 条（校正結果の記録、保存）

甲は、校正業務の校正結果のデータを記録し、校正業務の完了日より 6 年間保存するものとする。

#### 第 15 条（支払遅延金）

乙が、本校正業務受託約款及び校正契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日から起算して日歩 4 銭の延滞金を支払うものとする。

#### 第 16 条（機密保持）

- 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして校正契約に関連して知り得た相手方固有の技術上、営業上その他業務上の機密を校正契約期間中はもとより、校正契約終了後も第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。
- 前項の規定は、次の各号に該当する場合は適用されない。
  - 法令により第三者への開示を強制される場合。ただし、この場合、甲は事前に乙に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で機密を保持するための措置を講ずることを当該第三者に要求するものとする。
  - 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合

#### 第 17 条（債務不履行など）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告をしないで通知のみにより校正契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は期限の利益を喪失し、甲に対する未払の金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害があるときはこれを賠償する。

- 本校正業務受託約款及び校正契約の各条項に違反したとき。
- 校正契約以外の甲乙間の契約に違反があったとき。
- 支払を停止し、又は手形、小切手の不渡り報告若しくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続、その他これらに類する手続等の申立てがあったとき。

⑤ 事業を休業し、又は解散したとき。

⑥ 事業が引き続き不振であり、又は事業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

#### 第 18 条（損害賠償）

- 甲は、本校正業務受託約款又は校正契約に違反したことに起因して乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合を除き、甲の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含む。）は含まないものとし、また、校正契約に定めた校正手数料相当額を上限とする。
- 前項にかかわらず、甲が校正品を滅失又は毀損した場合、甲は、甲の責任と費用負担において修理可能な場合は修理を行い、修理不可能の場合（滅失時も含む。）は、校正品の商法上の簿価相当額を乙に対し支払うものとする。

#### 第 19 条（消費税額、地方消費税額の負担）

乙は甲に対し、校正契約の成立日の税法所定の税率による消費税額及び地方消費税額を校正手数料に付加して支払うものとする。

#### 第 20 条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自ら及び自らの役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
  - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）
  - 暴力団等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与していると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
  - 自己、自社若しくは第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係にある者
  - 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
  - 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」に係る犯罪（以下「犯罪」という。）に該当する罪を犯した者
- 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
  - 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - 犯罪に該当する罪に該当する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 甲又は乙が前 2 項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず通知も行わず本契約を直ちに解除することができる。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも相手方は何らの責任も負担しない。

#### 第 21 条（裁判管轄）

甲及び乙は、校正契約についての一切の紛争は、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第 22 条（特約条項）

校正契約について、別途書面において特約を定めた場合は、その特約は校正契約と一体となり、校正契約を補充及び修正することを承認する。

#### 第 23 条（附則）

本校正業務受託約款は、2024 年 4 月 1 日以降に締結される校正契約について適用される。なお、甲は、必要に応じて本校正業務受託約款の内容を改定できるものとする。改定した場合は、下記の甲のホームページにて掲示する (<https://www.jemic.go.jp/>)。

以上